

利用料金案内（短期入所療養介護）（1日あたり）

◆介護保険費用（1割表記）

（注）一部の方は自己負担が2割になります。

◎要介護・要支援の認定を受けている方に「介護保険負担割合証」が発行されます

※老健短期入所療養介護費（I）

	従来型個室（i）	多床室（iii）
要支援1	604	638
要支援2	751	799
介護度1	787	863
介護度2	834	913
介護度3	898	977
介護度4	952	1,030
介護度5	1,005	1,086

★高額介護サービス費

第1段階	15,000
第2段階	15,000
第3段階	24,600
第4段階	44,400

※その他加算

・夜勤職員配置加算	26	・重度療養管理加算	126
・個別リハビリテーション実施加算（実施日のみ）	251/回	・療養食加算（提供者のみ）	9/回
・送迎加算	193	・認知症専門ケア加算（I）or（II）	4 or 5
・認知症ケア加算（3F）	80	・緊急時治療管理	534
・認知症行動・心理症状緊急対応加算	209	・在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I）or（II）	36 or 48
・緊急短期入所受入対応加算	95	・サービス提供体制強化加算（I）	13
・若年性認知症利用者受入加算	126		
・介護職員処遇改善加算（I） 所定単位数×0.039（所定単位数は療養介護費の基本単位数に加算を加えて算定した単位）			

◆滞在費・食費（利用者負担限度額）

	滞在費		食費 (朝310円・昼650円・夕580円)
	従来型個室	多床室	
第1段階	490	0	300
第2段階	490	370	390
第3段階	1,310	370	650
第4段階	1,640	370	1,540

◎高額介護サービス費、滞在費・食費の利用者負担限度額における各段階の算定方法は次項参照

◆保険外費用（注）特別な行事などの場合は別途実額徴収あり

・日用品費（共有部分における石鹸・シャンプー・リンス・ティッシュ等）	200
・教養・娯楽費（レクリエーション・クラブ活動・新聞・雑誌等）	150

※その他のサービス費用（希望者のみ）

・特別な室料（2階従来型個室に適用）《税込み》	1,620 /日
・テレビ利用料（2階従来型個室を除く）	216 /日
・理美容サービス・メイク	2,060 /回
・カラー&カット・パーマ&カット	5,140 /回
・電気使用料（電気毛布、加湿器など個人的なコンセント使用機器1個につき）《税込み》	108 /日
・貴重品管理費（独居等の方）《税込み》	1,080 /月
・診断書作成料（採血やレントゲン等の検査項目のない物）《税込み》	2,160 /回
・診断書作成料（採血やレントゲン等の検査項目のある物）《税込み》	10,800 /回
・文書料《税込み》	1,080 /回

◆実際の費用例

例) 要介護2 ・課税世帯（第4段階）・1割負担（介護保険負担割合）の方が

・3階従来型個室で3泊4日利用し、個別リハビリを4回実施、行き帰り送迎使用、午前入所、午後退所した場合

（介護保険費用 = 短期入所療養介護費¥834×4+各加算¥155×4+送迎加算¥193×2+個別リハ加算¥251×4 = ¥5,346）

・自己負担額 = 介護保険費用¥5,346+滞在費¥6,560+食費¥5,270+日用品費・教養・娯楽費¥1,400
= ¥18,576

注) 上記費用は介護職員処遇改善加算は算定していません。

個々によって算定できる加算の種類が違いますので、上記費用例と実際の金額が異なる事がございます。

詳しくは支援相談員にお訊ね下さい。

平成30年4月1日現在

◆高額介護サービス費

1ヵ月に利用した介護保険サービスの利用者負担が一定の限度額を超えた時、申請により、高額介護サービス費として支給されます。

平成29年8月から、高額介護サービス費として、一般世帯の方の限度額が引き上げられました。

第1段階	・生活保護受給の方	個人	15,000円
	・利用者負担を15,000円に減額することで生活保護受給者とならない場合	世帯	15,000円
第2段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給の方	個人	15,000円
	市民税非課税世帯で公的年金等収入額+合計所得金額が80万円以下の方	世帯	24,600円
第3段階	市民税非課税世帯で公的年金等収入額+合計所得金額が80万円を超える方	世帯	24,600円
第4段階	一般世帯（下記以外の方の市民税課税世帯）（注1）	世帯	44,400円
	現役並み所得相当の方がいる世帯（注2）	世帯	44,400円

・負担上限額は一世帯あたりです。一世帯に2人以上の要介護者がいる場合でも利用者負担上限額は変わりません。

（注1）ただし、利用者負担割合が1割の方のみの世帯については、平成32年7月までは、年間負担額が446,400円を超える場合、その超えた部分が高額介護サービス費として支給されます。

（注2）現役並み所得相当とは、同一世帯に65歳以上で市民税の課税所得金額が145万円以上の方がおられ、世帯内の65歳以上の方の収入の合計が単身で383万円以上、2人以上で520万円以上の世帯を指します。

・高額介護サービス費は、他の介護保険サービスとの合計で適用され、上限額以上は「償還払い」になります（申請必要）。

◆滞在費・食費の利用者負担限度額

第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税世帯の方
	生活保護受給者の方
第2段階	世帯全員（※）が市民税非課税で公的年金等収入額と合計所得金額との合計額が年額80万円以下の方かつ、本人の預貯金等の合計額が1,000万円以下 （配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が2,000万円以下）の方
第3段階	世帯全員（※）が市民税非課税世帯で第2段階に該当しない方かつ、本人の預貯金等の合計額が1,000万円以下 （配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が2,000万円以下）の方
第4段階	市民税課税世帯の方（上記以外の方）

（※）配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者を含めます。

◎利用者負担段階第1～3段階の方は、市町村に申請する事によって「負担限度額認定証」が発行されます。

この認定証を施設にご提示頂く事によって、「滞在費・食費」の支払額が、各段階の負担限度額まで軽減されます。